

脱臭用活性炭交換業務（大崎広域東部クリーンセンター）仕様書

総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「脱臭用活性炭交換業務（大崎広域東部クリーンセンター）」に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本業務は、大崎広域東部クリーンセンターの脱臭設備について、活性炭の交換を行うことで活性炭の吸着性能の回復を図り、臭気を外部に漏らさないようにするために行うものである。

2 業務名 脱臭用活性炭交換業務（大崎広域東部クリーンセンター）

3 履行場所 遠田郡涌谷町字関谷沖名291番地1
大崎広域東部クリーンセンター

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

5 支払 業務完了後一括払い

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への業務による影響を少なくするためにも施設を熟知し、又、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要事項、又は業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 疑義

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し定めるものとする。

3 変更

本仕様書については、原則として変更は認めない。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1 脱臭用活性炭の納入及び入替

脱臭装置型式 (株)クラコ KUN-1A-ABBB型

- (1) 脱臭装置の活性炭をすべて抜き取り、発注者保管の活性炭(すべて再生炭)及び受注者納入の活性炭(新炭, 再生炭)を充填する。
- (2) 槽内に入りきらない場合は, 次回の入替時まで発注者が保管する。
- (3) 搬入形態はクラフト袋(15kg入り)とし, 空袋の処分は発注者が行う。

規格及び数量

単位: kg

活性炭規格	発注者保管炭	購入量		充填量
		新炭	再生炭	
酸性ガス用活性炭 (粒状 4~6メッシュ, 4.75mm ~3.35mm)	165	150	1,215	1,530
塩基性ガス用活性炭 (粒状 4~6メッシュ, 4.75mm ~3.35mm)	0	150	1,380	1,530
両性ガス用活性炭 (粒状 4~6メッシュ, 4.75mm ~3.35mm)	0	150	1,380	1,530
合計	165	450	3,975	4,590

2 プレフィルターの納入及び交換

型式: 5NC-2500 15枚

取り外したプレフィルターの処分は発注者が行う。

3 処分

使用済活性炭については, 受注者の責任によって処分すること。

4 その他

- (1) 使用材料等はすべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品とすること。
- (2) 同等又はそれ以上の性能を有するものであれば同等品も可能とする。
- (3) 同等品により入札する場合は, 大崎地域広域行政事務組合告示等に表示質問の期限までに, メーカー名, 品名, 品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参するか, FAX又は電子メールにより提出し, 合否について確認を取ること。

第4節 保証

1 保証期間

本業務の完成品の保証期間は, 正式引き渡しの日から1年間とする。ただし, 発注者と受注者が協議の上別に定める消耗品等についてはこの限りではない。

なお, 保証期間中に生じた構造上の欠陥, 破損等は, 受注者の負担において速やかに補修, 改善もしくは取替を行わなければならない。ただし, 発注者の誤操作, 天災等の不測の事故に起因する

場合はこの限りでない。

2 正式引渡

業務完了後に発注者が検査を行い、その結果に基づき正式に引き渡しするものとする。

第5節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

業務完了時には、発注担当者（検査官）立会のもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

(1) 業務施工承認申請図書

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

ア 着手届及び業務工程表	1部	(契約締結後10日以内)
イ 管理技術者等通知書及び経歴書	1部	(着手前日まで)
ウ 消費税に関する届出書	1部	(契約締結日)
エ その他指示する図書	指示する部数	

(2) 完成図書

受注者は、業務完了時下記図書等を作成し提出するものとする。

ア 給付完了通知書	1部
イ 業務工程写真（カラー）	1部
ウ 作業報告書	1部
エ その他指示する図書	指示する部数

第6節 その他

1 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2 関係法令の遵守

受注者は業務の履行にあたり、法律及び関係法令を遵守すること。

3 有資格者の明記

受注者は、関係法令上及び業務に必要とされる有資格者を明白にし、発注者へ書面として提出すること。

4 施工

本業務施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

- ア 業務中の危険防止対策を十分行い、また作業員への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- イ 酸欠事故防止のため、作業を行う際は有資格者を配置し、安全対策、機械による測定、換気などを行なうこと。

(2) 現場管理

資材置場、資材搬入路などについて発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し、実施すること。また、整理整頓を履行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等への損傷、汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。

5 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。